

館林市庁舎広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館林市広告掲載基準要綱(平成19年館林市告示第114号。以下「広告掲載基準要綱」という。)に基づき、市庁舎に掲出する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基準等)

第2条 広告の掲出に関する基準等は、広告掲載基準要綱第3条及び第4条の規定によるものとする。

(広告の掲出場所及び規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
市庁舎エレベーター内 壁面(2基)	B2版縦 (縦728mm×横515mm)	ポスター	3枠	市が指定 する位置

(広告の掲出期間)

第4条 広告を掲出する期間は、1か月単位で1年以内とする。ただし、更新は妨げない。

2 広告の掲出を開始する日は、原則として広告を掲出する月の初日とする。

3 広告の掲出を終了する日は、原則として広告を掲出する月の最終日とする。

(広告掲出料)

第5条 1枠の広告掲出料(以下「広告料」という。)は、月額とし、次のとおりとする。

期 間	広 告 料	備 考
1か月間	3,000円	
6か月間	15,000円	1か月分の広告料を割引
12か月間	30,000円	2か月分の広告料を割引

2 割引にする掲出月は、6か月の場合は最後の1か月、12か月の場合は最後の2か月とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、掲出できる枠に応じて広報たてばやし及び市ホームページにより随時行うものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告の掲出を希望するもの(以下「希望者」という。)は、庁舎広告掲出申込書(別記様式第1号)に必要な書類等を添付して、市長に申込みものとする。

2 市内に住所(所在地)を有しない希望者は、市町村税の納付状況(直近1年度分)を確認できる書類を提出するものとする。

(広告の掲出決定)

第8条 市長は、前条による申込みを受けたときは、広告掲載基準要綱第10条の規定

に基づき、広告審査委員会から報告を受けたうえで、当該広告掲出の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果を、庁舎広告掲出決定通知書（別記様式第2号）又は庁舎広告不掲出決定通知書（別記様式第3号）により、希望者に通知するものとする。

（広告の掲出原稿）

第9条 掲出する広告の原稿は、広告の掲出の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）が作成し、市長が指定する日までに提出するものとする。

- 2 広告の原稿作成及び掲出に要する費用は、広告主が負担するものとする。
- 3 市は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、広告掲載基準要綱第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告料の納付）

第10条 広告主は、掲出期間の広告料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

- 2 広告料の納付が確認されるまで、広告の掲出はしない。

（使用許可）

第11条 第8条第2項の規定により広告掲出の決定を受けた広告主は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- 2 使用許可に関しては、館林市庁舎管理規則（昭和58年3月31日館林市規則第17号）の規定によるものとする。

（広告料の返還）

第12条 納付した広告料は、原則として返還しない。ただし、次の場合は広告審査委員会において審査し、納付済みの広告料を当該広告主に返還することができる。

- (1) 掲出決定後又は開始後、市の都合により掲出ができなくなった場合
- (2) その他、広告主の責に帰さない理由により、市が広告掲出を取消した場合

- 2 前項において広告料がすでに納付されている場合には、掲出決定期間のうち1日も掲出されていない月の広告料について返還するものとする。ただし、利子は付さない。

（広告の掲出取消し）

第13条 市長は、行政運営上支障があるとき又は広告主が指定の期日までに広告料を納付しなかったときは、庁舎広告掲出取消通知書（別記様式第4号）により、当該掲出を取消することができる。

（広告の掲出取下げ）

第14条 広告主は自己の都合により、広告掲出を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲出を取下げた場合は、市長は、納付済みの広告料を返還しない。

(広告物の掲出及び撤去)

第 15 条 広告物の掲出及び撤去は、広告主が行うものとする。

(広告内容の変更)

第 16 条 広告主は、広告の掲出期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、市にあらかじめ協議するものとし、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により原稿を作成し提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第 9 条第 3 項の規定を準用するものとする。

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 2 日から施行する。